

令和5年5月31日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和2年(ワ)第10851号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和4年9月16日

判 決

大阪府泉佐野市日根野7185-10

原告 今井 光 郎
(以下「原告今井」という。)

大阪府松原市河合2丁目6-6

原告 南 木 隆 治
(以下「原告南木」という。)

大阪府北区豊崎1丁目2-24

原告 黒 田 裕 樹
(以下「原告黒田」という。)

上記3名訴訟代理人弁護士 高 池 勝 彦

同 荒 木 田 修

同 尾 崎 幸 廣

同 稲 田 龍 示

同 岡 島 実

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被告 国

同代表者法務大臣 齋 藤 健

同指定代理人 熊 野 祐 介

同 木 太 淳 一

同 渡 部 政 輝

主 文

1 原告らの請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は、原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告らそれぞれに対し、130万円及びうち100万円に対する令和2年7月2日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、大阪地方裁判所堺支部（以下「堺支部」という。）で審理された民事訴訟の被告とその支援者であった原告らが、同訴訟の口頭弁論期日に係る出廷や傍聴券発行手続に際し、堺支部の支部長（以下「堺支部長」という。）であり、かつ、同訴訟の裁判長であった裁判官が、原告らの着用するブルーリボンバッジ（以下「本件バッジ」という。）を取り外すよう要請し、かつ、取り外さなければ入廷を認めないとの措置を執ったことが国家賠償法上違法である旨主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、それぞれ、損害賠償金130万円（慰謝料100万円、弁護士費用30万円）及びうち100万円に対する不法行為後である令和2年7月2日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（以下の事実は、当事者間に争いがなく、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる。）

(1) 当事者等

ア 原告今井

原告今井は、後記(2)の別件訴訟の被告であり、相被告であったフジ住宅株式会社（以下「別件被告会社」という。）の代表取締役である。

イ 原告南木及び原告黒田

原告南木及び原告黒田は、後記(2)の別件訴訟における原告今井及び別件被告会社（以下「別件被告ら」という。）の支援者である。

ウ 中垣内健治裁判官（以下「中垣内裁判官」という。）

中垣内裁判官は、後記(2)の別件訴訟の裁判長であり、かつ、堺支部長であった裁判官である。堺支部長は、堺支部の庁舎の管理者である。

エ 森木田邦裕裁判官（以下「森木田裁判官」という。）

森木田裁判官は、中垣内裁判官の後任者として、堺支部長となり、別件訴訟の口頭弁論期日において別件訴訟の判決の言渡しをした裁判官である。

(2) 別件訴訟（乙1）

堺支部平成27年(ワ)第1061号・損害賠償請求事件（以下「別件訴訟」という。）は、大韓民国（以下「韓国」という。）の国籍を有する別件被告会社の従業員（以下「別件原告」という。）が、韓国人等を誹謗中傷する人種差別や民族差別を内容とする政治的見解が記載された文書が職場で大量に配布されてその閲読を余儀なくされたなどとして、別件被告らに対し、不法行為等に基づき損害賠償金の支払を求めた事案である（以下、上記配布された文書を「別件配布文書」という。）。

(3) 別件訴訟の口頭弁論期日（以下、口頭弁論期日の記載はいずれも別件訴訟のものである。）

ア 第9回口頭弁論期日

平成29年12月14日、第9回口頭弁論期日が開かれた。別件原告の支援者は、この頃から、「STOP! HATE HARASSMENT」の文字などがデザインされた缶バッジ（前記(2)のような誹謗中傷行為を阻止する旨の意思を表明するものと理解される。以下「別件原告側缶バッジ」という。）を着用して別件訴訟の手続を傍聴していた。

イ 第10回口頭弁論期日

平成30年3月8日、第10回口頭弁論期日が開かれた。開廷前、別件原告の支援者は、別件原告側缶バッジを着用しており、別件被告らの支援者は、これに対抗して、富士山及び太陽が描かれた缶バッジを着用

していた。

中垣内裁判官は、裁判所職員を通じ、堺支部の敷地内ではメッセージ性を有するバッジ等を取り外すよう要請し、別件原告及び別件被告らの各支援者は、それぞれ、着用していたバッジを外した。

ウ 第11回口頭弁論期日

平成30年5月17日、第11回口頭弁論期日が開かれた。開廷前、別件被告らの支援者は、堺支部の敷地内に設けられた別件訴訟に係る傍聴券発行手続の場所（以下「傍聴券発行場所」という。）において本件バッジを着用していたところ、別件原告の支援者が、別件被告らの支援者に対し、不公平であるなどとして本件バッジを取り外すよう求めるいさかいが生じた。

中垣内裁判官は、本件バッジも別件訴訟との関係でメッセージ性のあるバッジに含まれるとして、裁判所職員を通じ、本件バッジを取り外すよう要請し、本件バッジを着用していた者は、これを取り外した。

エ 第12回口頭弁論期日

平成30年8月2日、第12回口頭弁論期日が開かれた。中垣内裁判官は、開廷前、堺支部の敷地内において、本件バッジを含むメッセージ性のあるバッジを取り外すよう要請した（以下、この要請を前記ウの要請と併せて「本件要請」という。）。

また、中垣内裁判官は、法廷警察権に基づき、本件バッジを含むメッセージ性のあるバッジを取り外さなければ入廷を認めないとの措置を執った。

オ 第13回口頭弁論期日から第17回口頭弁論期日まで

中垣内裁判官は、第13回口頭弁論期日から第17回口頭弁論期日について、法廷警察権に基づき、本件バッジを含むメッセージ性のあるバッジを取り外さなければ入廷を認めないとの措置を執る一方、傍聴券発行

場所においてメッセージ性のあるバッジを取り外すよう求めることはなかった。

カ 第18回口頭弁論期日

別件訴訟の裁判長が中垣内裁判官から森木田裁判官に交代し、令和2年7月2日、第18回口頭弁論期日(判決言渡し)が開かれた。森木田裁判官は、同期日について、法廷警察権に基づき、本件バッジを含むメッセージ性のあるバッジを取り外さなければ入廷を認めないとの措置(以下、前記エ及びオの措置と併せて「本件措置」といい、本件要請と本件措置とを併せて「本件要請等」という。)を執った。

(4) 原告らによる本件バッジの取り外し

原告南木及び原告黒田は、第11回、第12回口頭弁論期日の際、傍聴券の発行を受けるための抽選に参加していたところ、本件要請を受けて、着用していた本件バッジを取り外した(甲2、3)。

原告今井は、令和元年10月31日の第16回口頭弁論期日において、当事者尋問のために出廷したところ、本件措置を受けて、着用していた本件バッジを取り外した。

(5) 本件バッジ

本件バッジは、朝鮮民主主義人民共和国(以下「北朝鮮」という。)によって拉致された日本人の救出を求める国民運動の象徴として製作された。

(6) 別件訴訟における争点と判断(乙1)

別件訴訟の争点は、別件配布文書を配布した行為の違法性等である。

別件被告らは、別件配布文書の内容について、中国共産党の日本に対する工作活動や、韓国における外交政策や反日思想、韓国の治安や風俗、韓国人の民族性や文化、北朝鮮の拉致問題、大東亜戦争、戦前における我が国によるアジア諸国の独立解放、従軍慰安婦問題、南京事件、東京裁判、終戦後のGHQの占領政策や日本教職員組合(以下「日教組」という。)の教育など

を主題として、中華人民共和国(以下「中国」という。)、韓国・北朝鮮(以下、これら3か国を併せて「中韓北朝鮮」という。)の国家や国民性を批判する政治的な意見や論評の表明が一部含まれているところ、これらは人種や民族を差別する表現ではないなどと主張していた。

別件訴訟の判決では、別件配布文書の内容について、概要次のとおり認定された。

①我が国と中韓北朝鮮との間の外交問題(竹島、尖閣諸島の領土問題)や歴史認識問題(従軍慰安婦、南京事件の歴史認識)、②韓国における人身売買、売買春、賄賂などの治安問題、③日清戦争、日露戦争、日韓併合、我が国による東南アジア諸国の統治及び東京裁判など第二次世界大戦以前における我が国の対外政策、④第二次世界大戦後の我が国における連合国による占領政策や、沖縄県の米軍基地、原子力発電所再稼働、再軍備の問題、⑤内閣官房長官による従軍慰安婦問題に関する談話や内閣総理大臣による第二次世界大戦の歴史認識に関する談話の問題、⑥我が国の公人による靖国神社参拝の問題、⑦中国人又は中国企業による我が国の土地の購入や、中国政府によるサイバー攻撃、サッカーの国際試合における韓国人の振る舞いの問題などを主題として、中韓北朝鮮の国家や政府関係者を強く批判したり、在日を含む中韓北朝鮮の国籍や民族的出自を有する者に対して「死ねよ」「嘘つき」「卑劣」「野生動物」などと激しい人格攻撃の文言を用いて侮辱したり、日教組や株式会社朝日新聞社、親中親韓派の特定の議員・評論家に対して「反日」「売国奴」などの文言で同様に侮辱したり、我が国の国籍や民族的出自を有する者を賛美して中韓北朝鮮に対する優越性を述べたりするなどの政治的な意見や論評の表明を主とするものである。

2 争点及び争点に対する当事者の主張

本件の争点は、(1)本件要請等が国家賠償法上違法か、(2)損害の有無及び額である。

(1) 争点1 (本件要請等が国家賠償法上違法か) について

(原告らの主張)

本件要請等は法廷警察権によるものである。

バッジの着用は、表現活動の一つとして重要な意味を持つから、法廷警察権の行使によってその着用が制限され得るのは、法廷秩序の維持に支障が出る場合に限られるべきである。本件バッジの持つ拉致問題解決という趣旨を踏まえれば、本件バッジの着用は、法廷警察権の行使との関係でも最大限尊重されなければならない。

本件バッジは、拉致問題解決の象徴であって別件訴訟とは関係がないから、その着用を制限すべき必要性及び合理性は認められない。それにもかかわらず法廷警察権に基づき本件要請等をしたことは、原告らの表現の自由を侵害するほか、不当な差別として憲法14条に反し、国家賠償法上違法である。庁舎管理権に基づき本件要請をしたのであれば、裁判所の敷地という公共の場において着用を制限すべき必要性及び合理性は一層認められないから、庁舎管理権者の裁量を逸脱しており、国家賠償法上違法である。

(被告の主張)

本件要請は、外形的に法廷と密接しているかどうかや時期を考慮すれば、庁舎管理権に基づくものである。

裁判所の中立性等に鑑みれば、裁判所の庁舎内においては一切の宣伝活動等が相当でなく、庁舎管理権者は、庁舎管理権に基づき、はちまき等の着用に係る規制を広範な裁量に基づき実施することができる。また、法廷警察権が、適正かつ迅速な裁判の実現という憲法上の要請を満たすため、法廷を主宰する裁判長に与えられた権限であることに照らせば、その行使に係る裁判長の判断は最大限尊重されるべきであり、法廷警察権の目的及び範囲を著しく逸脱するなどといった特段の事情のない限り、その行使が国家賠償法上違法となることはないというべきである。

第11回口頭弁論期日の際、開廷前に堺支部の敷地内においてバッジの着用をめぐるいさかいが生じていたこと、本件バッジの有する意味及び別件訴訟の内容に照らして本件バッジが別件原告の主張に対抗する趣旨ととられかねないことからすれば、堺支部の庁舎内又は法廷内において本件バッジの着用を認めた場合、さらなるいさかいを生じさせ、また、別件原告及びその支援者に裁判所の中立性や公平性等への疑問を抱かせかねなかった。したがって、庁舎管理権に基づき本件要請をしたことは違法ではないし、法廷警察権に基づき本件措置を執ったことも違法ではない。

(2) 争点2 (損害の有無及び額) について

(原告らの主張)

本件要請等による原告らの損害は、それぞれ、次のア及びイの合計130万円である。

ア 慰謝料 100万円

原告らが表現の自由を侵害され不当な差別を受けたことにより受けた精神的苦痛を慰謝する金額は、それぞれ100万円を下らない。

イ 弁護士費用 30万円

(被告の主張)

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 本件要請等の違法性について (争点1)

(1) 本件要請の根拠について

裁判所法71条の法廷警察権を行使し得る場所的限界又は範囲については、法廷の秩序を維持するのに必要な限り、法廷の内外を問わず裁判官が妨害行為を直接目撃又は聞知し得る場所まで及ぶものと解すべきであり、時間的範囲は、法廷の開廷中及びこれに接着する前後の時間を含むと解される(最高裁判昭和31年7月17日第三小法廷判決・刑集10巻7号1127頁参照)。

前記前提事実(3)ウ及びエのとおり、本件要請は、別件訴訟の開廷に先立って中垣内裁判官による法廷警察権の行使の一環として行われた傍聴券発行（裁判所傍聴規則1条1号）手続の際、堺支部の敷地内に設けられた傍聴券発行場所において傍聴希望者に対してされたものであり、中垣内裁判官が本件バッジの着用を聞きし得る場所において、法廷の開廷に接着した時間帯に行われたといえるから、法廷警察権に基づくものと認められる。

(2) 本件要請の違法性について

法廷警察権は、法廷における訴訟の運営に対する傍聴人等の妨害を抑制、排除し、適正かつ迅速な裁判の実現という憲法上の要請を満たすために裁判長に付与された権限である。しかも、裁判所の職務の執行を妨げたり、法廷の秩序を乱したりする行為は、裁判の各場面においてさまざまな形で現れ得るものであり、法廷警察権は、各場面において、その都度、これに即応して適切に行使されなければならないことに鑑みれば、その行使は、当該法廷の状況等を最も的確に把握し得る立場にあり、かつ、訴訟の進行に全責任を持つ裁判長の広範な裁量に委ねられて然るべきものというべきであるから、その行使の要否、執るべき措置についての裁判長の判断は、最大限に尊重されなければならない。したがって、法廷警察権に基づく裁判長の措置は、それが法廷警察権の目的、範囲を著しく逸脱し、又はその方法が甚だしく不当であるなどの特段の事情のない限り、国家賠償法1条1項の規定にいう違法な公権力の行使ということとはできないものと解するのが相当である（以上について最高裁平成元年3月8日大法廷判決・民集43巻2号89頁参照）。そして、法廷警察権の上記趣旨に鑑みれば、裁判長は、開廷前であっても、法廷の秩序を維持するために必要な措置を執ることができるものと理解される。

別件訴訟において、原告今井が代表取締役を務める別件被告会社の従業員である別件原告は、韓国人等を誹謗中傷する人種差別や民族差別を内容とする政治的見解が記載された文書（別件配布文書）が職場で配布されたと主張

していたところ（前記前提事実(2)）、別件原告の支援者は、第9回口頭弁論期日の頃から、別件原告側缶バッジを着用していた（前記前提事実(3)ア）。前記前提事実(6)のとおり、別件訴訟の争点と別件被告らの主張、別件原告側缶バッジの外観からすれば、別件原告の支援者による別件原告側缶バッジの着用は、別件被告らを糾弾し、別件原告を支援するためであったと理解される。そして、第10回口頭弁論期日の際、開廷前、別件被告らの支援者は、これに対抗して、富士山及び太陽が描かれた缶バッジを着用していた（前記前提事実(3)イ）。これらの事実によれば、別件訴訟をめぐる双方の支援者による広範囲にわたる主義主張の対立が、バッジの着用という方法により傍聴券発行場所において顕在化していたといえる。第11回口頭弁論期日の開廷前には、傍聴券発行場所において、別件原告の支援者が、本件バッジを着用する別件被告らの支援者に対し、不公平であるなどとして、本件バッジを取り外すよう求めるいさかいが実際に生じた（前記前提事実(3)ウ）。本件バッジは、北朝鮮によって拉致された日本人の救出を求める国民運動の象徴として製作されており（前記前提事実(5)）、韓国籍を有する別件原告に対する不法行為等が問題となった別件訴訟の争点に関する意思の表明を意図したものではない。しかし、別件配布文書は、中韓北朝鮮との間の外交問題等を主題として中韓北朝鮮の国家や政府関係者を強く批判したり、在日を含む中韓北朝鮮の国籍や民族的出自を有する者に対して激しい人格攻撃の文言を用いて侮辱したり、我が国の国籍や民族的出自を有する者を賛美して中韓北朝鮮に対する優越性を述べたりするなどの政治的な意見や論評の表明を主とするものであったと裁判所に認定された内容のものであった（前記前提事実(6)）。そうすると、上記のようないさかが生じたのは、別件原告の支援者において、別件被告らの支援者による本件バッジの着用について、別件訴訟に係る民族的主張に関する意思を表明するものと理解されたからであると判断される。

以上の事実を踏まえると、本件要請がされた各口頭弁論期日の開廷前、傍聴券発行場所において本件バッジの着用を許せば、別件原告及び別件被告らの各支援者の間でさらなるいさかいに発展し、傍聴券の発行が円滑に行われず、ひいては別件訴訟の進行に支障を来す可能性、また、別件原告の支援者に対し、裁判所の中立性や公平性に対して懸念を抱かせる可能性があったと認められる。法廷は、事件を審理、裁判する場であり、訴訟関係者や傍聴人がバッジの着用等により表現行為をすることは予定されていないし、当該表現行為について、訴訟の進行に支障を来す場合にまで何らの制約も受けないということとはできない。このことは、開廷前の傍聴券発行場所においても同様である。

以上によれば、本件要請について、法廷警察権の目的、範囲を著しく逸脱し、又はその方法が甚だしく不当であるなどの特段の事情があったと認めることができないから、国家賠償法1条1項にいう違法な公権力の行使ということとはできない。

原告らは、①別件訴訟においてのみ本件バッジの取り外しを求めたこと、②第13回口頭弁論期日に係る傍聴券の発行に際し本件バッジの取り外しを要請されなかった者がいたことを理由として、本件要請が憲法14条に違反した不平等な取扱いであるとか、不公平である旨主張するが、以下のとおり、いずれも採用することができない。

①について、法廷警察権は、事案に応じて適時適切に行使されるべきものであり、別件訴訟については、上記のとおり、その内容、争点、背景にある主義主張の対立との関係からいさかいが生じるおそれがあったなどの事情を踏まえて行使されたものであるから、不平等な取扱いとはいえない。

②について、本件要請がされたのは、第11回及び第12回口頭弁論期日に先立つ傍聴券発行手続に際してのみであり、第13回口頭弁論期日以降、本件要請がされていないことに争いはないから（前記前提事実(3)オ）、原告

らの上記主張はその前提を欠く。

(3) 本件措置の違法性について

原告らは、第12回口頭弁論期日から第18回口頭弁論期日まで、本件措置が執られたことが違法であると主張する。

しかし、本件バッジの着用を許せば、別件原告及び別件被告らの各支援者の間でさらなるいさかいに発展し、別件訴訟の進行に支障を来し、また、裁判所の中立性や公平性に対して懸念を抱かせる可能性があったことは、前記(2)のとおりである。そうすると、別件訴訟の口頭弁論期日に際し、バッジを取り外さなければ一律に入廷を認めないとした本件措置について、法廷警察権の目的、範囲を著しく逸脱し、又はその方法が甚だしく不当であるなどの特段の事情があったと認めることができないから、国家賠償法1条1項にいう違法な公権力の行使であったということとはできない。

第4 結論

その余の点について判断するまでもなく、原告らの請求は理由がないから、これをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第9民事部

裁判長裁判官 遠野 ゆき

裁判官相澤千尋、裁判官林村優雅は、転補のため署名押印することができない。

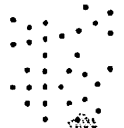
裁判長裁判官 遠野 ゆき

COPY COPY COPY

これは正本である。

令和5年5月31日

大阪地方裁判所第9民事部
裁判所書記官 柳原



COPY COPY COPY COPY COPY